

なりたエコニュース

プラスチック製容器包装の収集 4月から週1回に

市では、プラマークのあるプラスチック製容器包装を、リサイクルできる資源物として収集しています。白色の指定袋に入れて、収集日に出してください。

収集が月2回から週1回に

月2回だった収集が4月から週1回になります。収集日も変更になりますので、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/index0155.html>) や収集日が事前に通知されるスマートフォン用アプリ「さんあ〜る」で確認してく

「さんあ〜る」二次元バーコード



Android端末用



iPhone・iPad用

ださい。

白色の指定袋に入れる前に

○リサイクルできるかどうかを確認

リサイクルできる物にはプラマークが付いています。ごみとして捨てる前に確認しましょう。

ポリバケツ、歯ブラシなど商品そのものがプラスチックである場合はリサイクルできないので、可燃ごみとして捨ててください。

○軽くすすいで、においや汚れを落とす

納豆のパック、シャンプー・リンスの容器など、すすいでもにおいや汚れが取れない物は可燃ごみとして出してください。

○二重袋は禁止

プラスチック製容器包装をレジ袋に入れてから、その袋を指定袋に入れて出すと選別作業の妨げになります。直接、白色の指定袋に入れましょう。

ごみの減量に協力を

成田富里いずみ清掃工場で処理される可燃ごみの中には、リサイクルできるプラスチック製容器包装が多く含まれています。少しでもごみの量が減るよう、リサイクルを心掛けましょう。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

消費生活相談Q&A

消費生活センターって どんな場所？

Q 最近、詐欺サイトや悪質商法に関するニュースを見ると、相談窓口として「消費生活センター」という名前を耳にします。消費生活センターの場所や相談できる内容について教えてください。

A 都道府県や市町村では、消費者安全法により消費生活センターを設置することが定められています。消費生活センターでは、詐欺サイトでの通信販売や悪質な勧誘などのトラブルに遭った消費者のための相談、問題解決のための事業者との交渉の手助けのほか、消費者への情報提供を行っています。

トラブルになっていなくても、事業者と消費者の間のことであれば分からないことや不安なことも相談できます。

なお、内容によっては弁護士相談や福祉関連の専門機関の相談窓口を案内する場合があります。

市の消費生活センター

日時=月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分

場所=市役所2階

問い合わせ先=☎23-1161

啓発紙の発行や出前講座も

消費生活に関するポスターやパンフレットの配布、啓発紙「消費生活」の発行を行っています。公共施設などで配布していますので、皆さんの生活に役立ててください。

また、市の職員が出向いて皆さんに研修を行う「なりた知っ得出前講座」でも、消費生活に関する講座を行っています。希望に沿った内容の講座を行うことができますので、気軽に相談してください。

※くわしくは消費生活センターへ。



国民健康保険

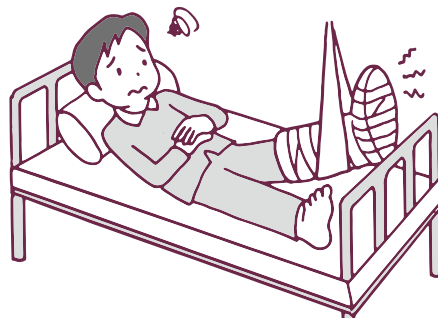
加入者が交通事故などでけがをしたときは

交通事故など第三者(他人)の行為によってけがや病気をしたときの医療費は、加害者が負担することが原則ですが、その状況により医療機関で国民健康保険が使える場合があります。

国民健康保険を使う場合は、事前に保険年金課へ連絡し、承認を得てください。また、速やかに「第三者行為による傷病届」など、国民健康保険の手続きに必要な書類を提出してください。市はこれを基に、保険給付相当分の医療費を一時的に立て替え、後で被害者に代わり加害者に請求します。

医療手続き中の示談は慎重に

国民健康保険による医療手続き中に、加害者から治療費など



を受け取ったり、示談で済ませたりすると、国民健康保険が使えなくなる場合や、手続きが煩雑になり解決までの期間が長引く可能性があります。示談などをする前に、必ず保険年金課に相談してください。

※くわしくは同課(☎20-1526)へ。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

令和2年度の特別徴収額

令和元年度に年金から国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を直接引き落とす「特別徴収」の対象だった人は、令和2年度も特別徴収になります(国民健康保険に加入している世帯主で令和2年度中に75歳になる人を除く)。

4・6・8月の特別徴収額は、仮徴収額として2月と同額になり

ます。令和2年度の年間保険税・料は、7月下旬に確定額をお知らせし、10・12・2月の額で過不足を調整します。

口座振替による納付も

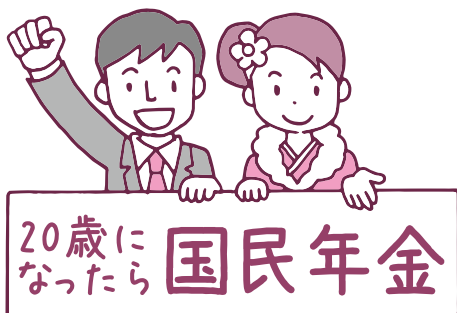
特別徴収対象者のうち、希望者は口座振替による納付を選択できます。申し出の時期により口座振替への切り替え時期が異なるため、保険年金課へ問い合わせてください。

※くわしくは同課(☎20-1526)へ。

国民年金

20歳からスタート

成人を迎えた皆さん、国民年金の手続きはもう済んでいますか。日本に住んでいる20～59歳の全ての人は、国民年金に加



入します。

国民年金は国が責任を持って運営する公的年金制度で、社会全体で助け合うことを目的としています。老後はもちろん、病気・事故などで障がいを負ったときや死亡といった万が一のときに支えになるのが年金です。

国民年金の保険料は月額1万6,410円(令和元年度)です。納付には毎月指定の口座から保険料を払い込む口座振替や、一度に前払いすることによって割引される前納があります。

収入が少なく、保険料を納めることが困難なときには保険料免除制度が、学生(夜間部・定時制・通信制課程も含む)には学生納付特例制度があります。いずれも一定の基準がありますので、保険年金課に相談してください。国民年金への加入や変更、保険料免除申請などの受け付けは、保険年金課(市役所1階)と下総・大栄支所で行っています。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。